

申請方法

申請は、「電子申請」「郵送申請」「窓口申請」があります。

電子申請の場合(せんだいオンライン申請)

二次元コードを読み取り申請してください。



郵送申請の場合

仙台市障害者総合支援センターに申請書類を郵送してください。申請書類は以下の二次元コードのアクセス先からダウンロードしてください。



窓口申請の場合

各区・宮城総合支所障害高齢が窓口です。

問い合わせ・申請書送付先

仙台市障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)

〒981-3133

仙台市泉区泉中央2-24-1

TEL 022-771-6511

FAX 022-371-7313

Eメール wellport-reha@city.sendai.jp



補装具費支給制度のご案内 (肢体不自由)

身体に障害のある方の身体機能を補うために、車椅子や義肢、装具等の用具を購入・修理するための費用を支給します。



仙台市障害者総合支援センター
(ウェルポートせんだい)

令和7年4月

対象となる方(下記全てを満たす方)

- 仙台市にお住まいの方。
- 身体障害者手帳または障害者総合支援法の対象疾病の難病を有する方。
- 身体状況または生活環境等の状況により補装具が必要な方。

下記の場合は**対象外**です。

- ☑ 他の制度を利用できる場合。
- ☑ 18歳以上で、障害者本人または配偶者の市民税所得割額(税率6%で換算)が46万円以上ある場合。
- ☑ 居住地特例に該当する場合。

対象となる肢体不自由系補装具

障害の種類	種目
肢体不自由	義肢(義手・義足) 装具(下肢・靴型・体幹・上肢) 姿勢保持装置/車載用姿勢保持装置 車椅子 電動車椅子 歩行器 歩行補助つえ(松葉つえ、カナディアン・クラッチ、ロフ ストランド・クラッチ、多脚杖、プラットホーム杖) ※18歳未満のみ:起立保持具、排便補助具
心臓機能障害 呼吸器機能障害	車椅子、電動車椅子
重度の肢体不自由 かつ音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置



支給額

○製品の購入費等の費用と補装具費制度の上限価格※を比較して、低い方の額に9割をかけた額を支給します。

○生活保護世帯、市民税非課税世帯の場合は、製品の購入等の費用と補装具費制度の上限価格※を比較して、低い方を全額支給します。

※上限価格については、厚生労働省ホームページ(補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準)を参照いただくか、障害者総合支援センター(022-771-6511)にお問合せ下さい。



申請・判定について



	種目ごとの流れ	必要書類
18歳未満の場合	購入の場合	判定は不要です。 ・申請書(★)(○) ※2 ※3 ・補装具費支給意見書(★) ※2 ・処方箋(★) ※2 ・見積書
	修理の場合	・申請書(★)(○) ※2 ※3 ・見積書
18歳以上の場合	購入の場合	以下の種目または特例補装具費の支給を希望の場合、判定を受ける必要があります。原則、直接(来所)判定となります。申請後、障害者総合支援センターから判定日のご案内があります。 ・義肢(新規、再支給の一部) ※1 ・装具(新規、再支給の一部) ※1 ・車椅子(新規、再支給の一部) ※1 ・電動車椅子 ・姿勢保持装置/車載用姿勢保持装置 ※1 ・重度障害者用意思伝達装置 ・申請書(★)(○) ※2 ※3 ・調査用紙(★)(○) ※2 ※3
		以下の種目を希望の場合、判定は不要です(※特例補装具費を支給希望の場合は判定が必要です)。 ・義肢(装飾用義手、足根中足義足、足趾義足の再支給) ・装具(下肢装具と靴型装具の再支給) ・車椅子(レディメイド)の再支給 ・歩行補助つえ ・歩行器 ・申請書(★)(○) ※2 ※3 ・調査用紙(★)(○) ※2 ※3
	修理の場合	原則判定は不要です。 ・申請書(★)(○) ※2 ※3

※1 障害者総合支援センターへの来所が困難で、かつ聞き取り内容から補装具費支給意見書による判断ができる場合、「文書判定」が可能です。その場合、申請書のほかに、「補装具費支給意見書(★)」「処方箋(★)」「見積書」が必要です・

※2 ★印の様式は当センターホームページからダウンロードができます。

※3 ○印の様式は電子申請をご利用の場合は不要です。